医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件（案）に対して寄せられた御意見について

令 和 7 年 9 月
厚生労働省医薬局
監視指導・麻薬対策課

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件（案）について、令和７年７月 30 日より８月 29 日まで御意見を募集しましたが、当該案に関する御意見は寄せられませんでした。なお、当該案に対してではないご意見（１件）につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。

今後とも厚生労働行政の推進に御協力頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。